

神山町農業委員会

議 事 録

令和6年9月27日開催

神山町農業委員会議事録

令和6年9月27日神山町農業委員会を
神山中学校 屋内運動場 2階 会議室において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番	河口 正紀	2番	鳥庭 純子	3番	原田 健義
4番	森本 守	5番	岡本 悦男	6番	松原 和久
7番	相原 利章	8番	藤森 正三	9番	高橋 正和
10番	鍛 喜文	11番	山本 實義	13番	河野 宏吉

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（3人）

阿川地区 阿部 純孝 鬼籠野地区 河野 一弥
下分、左右内、上分地区 栗飯原 俊幸

・欠席農業委員は次のとおり（1人）

12番 加藤 宏行

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（3人）

広野地区 佐藤 重樹 神領地区 小川 利文
下分、左右内、上分地区 竹内 利夫

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 事務局次長 河野 あかね

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、12番加藤委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中12名の方に出席いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の佐藤委員さん、小川委員さん、竹内委員さんより欠席の連絡がありました。

なお、本日は河野町長、竹内副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言 （午後1時35分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長

「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第20号 耕作放棄地に係る非農地判断について |
| 日程第5 | 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。3番原田委員さん、4番森本委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の河野事務局次長を指名いたします。」

5. 議案第18号について

議長「日程第2 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、説明をいたします。受付番号18番の譲受人の●●●●さんが譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。8ページから10ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、11ページに位置図、12ページから14ページに公図を添付しております。申請地は●●●●で●●さん宅の●●、●●●●さん宅の●●、●●さん宅の●●に位置しております。15ページから17ページに現況写真を添付しております。18ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、主に●●、●●●、●、●、●●●を栽培し、自家消費分を除いた全量を自営店舗で材料として使用する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。19ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地はございません。20ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●●、●、●●●、●、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、耕耘機●台を導入する予定でございます。21ページをご覧ください。農作業 常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●●日、●の●●さんが●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われれます。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして

いると考えます。22ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。受付番号18番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号18番の担当委員の1番河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河口委員「この農地は住居の購入に付帯して周辺農地を購入するものでありまして、労働力もあることから問題ないと考えております。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号19番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号19番について説明をいたします。譲受人の●●●●さんが譲渡人の●●●●さんから畑を●●筆贈与される案件でございます。23ページから34ページに申請地の謄本を添付しております。●●●●さんの住所が謄本に記載の住所から変更しておりますので、35ページに●●●●さんの戸籍の付票を添付しております。申請地の場所についてですが、36ページに位置図、37ページから41ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●さん宅の●●に位置しております。42ページから52ページに現況写真を添付しております。53ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、畑●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。54ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地は畑●●●㎡でございます。借入地はございません。55ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、草刈り機及び軽トラックを各●台所有しております。

56ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●●日、●●の●●●さんが●●●日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われれます。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。57ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。受付番号19番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号19番の担当委員の4番森本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

森本委員「この案件について説明させていただきます。9月12日10時より行政書士の●●さん、●●の所有者の●●●●さんの●●の●●●さんと事務局の河野さんと私の4人で現地を確認しました。現地は●●●●●の●●●●●に●●筆あり、現在は道も狭く急斜面でもあり不便なところで●●●●●はせず、草刈りの管理のみをしています。自宅の対岸にある●●●筆では、道路に面して平らなところで自宅消費の●●●のための管理をして収穫もしています。今回、所有者の●●●●●さんから●にあたる●●●●●さんへの贈与ということで、行政書士の●●さんに立ち会っていただき、親族で話し決定したことであり、何の支障もないと思います。協議のほどよろしくお願ひいたします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号20番から23番について事務局から説

明をお願いいたします。」

局長「受付番号20番から23番の譲受人は●●●●さんでございますので、一括してご説明をいたします。それでは、受付番号20番についてご説明をいたします。譲受人の●●●●さんが、譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。58ページから63ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、64ページに位置図、65ページに公図を添付しております。申請地は●●●●で●●さん宅の●●に位置しております。66ページから70ページに現況写真を添付しております。

続きまして、受付番号21番は、譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。71ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、72ページに位置図、73ページに公図を添付しております。申請地は●●●●で●●さん宅の●●に位置しております。74ページに現況写真を添付しております。

続きまして、受付番号22番は、譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。75ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、76ページに位置図、77ページに公図を添付しております。申請地は●●●●で●●さん宅の●●に位置しております。78ページに現況写真を添付しております。

続きまして、受付番号23番は、譲渡人の●●●●さんから田を●筆、畑を●筆購入する案件でございます。79ページから81ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、82ページに位置図、83ページに公図を添付しております。申請地は●●●●で●●さん宅の●●に位置しております。84ページに現況写真を添付しております。85ページに受付番号20番から23番の全体の位置図を添付しております。86ページをご覧ください。それでは、譲受人●●さんの土地利用計画について、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、畑●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地の整備後、主に●●、●、●●、●●を栽培する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。87ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地は畑●●●㎡でございます。借入地はございません。88ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●、●、●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクターを●台リース、トラックを●台所有しております。また、草刈機を●台導入する予定でございます。89ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●●日、●の●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。90ページに●●さんの住民票を添付しております。受付番号20番から23番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号20番から23番の担当委員の1番河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河口委員「先ほどの●●さんの購入する農地の周辺で、かなりすでに荒れたところが多い場所があります。●だけで全体で●●程度あって、やや労働力に不安はありますが、もうすでにかなり荒れたところで、すべて整備した上で耕作を行うと聞いております。侵入道路も建設済みで意欲は十分に感じられますので、むしろ積極的にやっていただくということで歓迎したいと考えています。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号24番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号24番について説明をいたします。譲受人の●●●●さんが、譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。91ページから93ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、94ページに位置図、95ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●●●●●の●●●●●●に位置しております。96ページから98ページに現況写真を添付しております。99ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画について、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は畑●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、雑木等、繁茂しているところは、伐採、抜根し、耕作地の整備を行い、石積の復旧後、●●●を栽培し景観を良くする予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。100ページをご覧ください。●●さんの経営状況、農作業常時従事要件及び住民票については、受付番号20番から23番と同一世帯で内容も同じであるため説明は省略させていただきます。101ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。受付番号24番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号24番の担当委員の12番加藤委員さんですが、欠席との連絡がありましたので、同行しました事務局が現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河野事務局次長「受付番号24番でございますが、議長が申しましたとおり事務局が変わりにご説明させていただきます。9月12日の午後に加藤委員さん、申請者の●●さん、事務局の私と現地調査を行いました。申請地は、●●●●●●の●●●で、ここ数年管理がされていないところです。申請者の●●さんの説明では、景観を良くするために、雑木等を伐採、抜根し、耕作地の整備を行い、石積の復旧後、●●●等を栽培し、自社で消費する計画とのことでした。この整備を進めて頂ければ、管理がされていない農地が復元し、環境が整備され景観が良くなると思います。また、他の農地に影響はございませんので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第18号 受付番号18番から24番について、説明、意見をいただきました。ご質疑はございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号18番から24番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議ございませんので、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号18番から24番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第19号について

議長「日程第3 議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書104ページをお願いします。」

る資材等の種類・数量については、映像関係機材 4トントラック1.5台分程度、映像資材 4トントラック2台分程度、木材、建材 15㎡程度でございます。4の資材置場の必要性については、映像コンテンツの配給と古民家の改修を行っており、共に機材、資材が必要であり、アーカイブスや資材置場は必須であるためでございます。5の申請地を選定した理由についてですが、(1)事務所または事業所からの経路及び距離は、1.0kmでございます。(2)主たる道路からの進入路の幅員は、2.4mでございます。(3)その他については、特にございません。6の土地利用計画図については、127ページのとおりでございます。7その他の過去5年間に受けた転用許可状況については、特にございません。128ページに●●●●●●●●の残高証明書を添付しており、申請書に記載の造成費以上の資金を確保しておりますので問題ございません。受付番号9番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号9番の担当委員の1番河口委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

河口委員「この農地の周辺はすでに宅地か資材置場になっておりまして、周りに対する影響はないものと考えております。道からも至近距離で特に問題はないと考えております。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第19号受付番号8番、9番について説明、意見をいただきました。ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第19号受付番号8番、9番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について受付番号8番、9番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

7. 議案第20号について

議長「日程第4 議案第20号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書129ページをお願いします。」

(議案朗読)

説明をいたします。本件は、耕作放棄地に係る農地が、農地法第2条第1項に該当するか否かの判断についてでございます。場所については、阿川地区の神木、船底、下分地区の馬地、上分地区の殿宮でございます。6月25日から6月28日に実施をしました農地パトロールの際に状況を確認しております。現地は、杉や檜また、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起、整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また、周辺は、山林が多く、非農地判断による周辺農地への被害発生のおそれはないものと思われま。130ページをご覧ください。今回非農地判断をする地区の筆数と面積を

添付しております。

阿野字神木 36筆 11,321㎡ 阿野字船底 91筆 29,318㎡
下分字馬地 2筆 282㎡ 上分字殿宮 151筆 37,460.25㎡
合計 280筆 78,381.25㎡ でございます。

131ページから143ページに大まかな位置を示した航空写真を添付しております。航空写真上の黄色の旗が対象箇所でございます。131ページから133ページが神木、135ページから137ページが船底、138ページが下分字馬地、139ページから143ページが殿宮でございます。144ページから153ページが一覧表、154ページ、155ページに神木、156ページから159ページに船底、160ページに下分字馬地、161ページから168ページに殿宮の現況写真を添付しております。以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、阿川地区担当委員の7番相原委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

相原委員「6月に農地パトロールに行きまして、事務局2名と私と阿部委員さんの4名で現地を調査しました。現地を確認すると山ばかりで耕作できるような状態ではありませんので、よろしくをお願いいたします。」

議長「続きまして、下分地区担当委員の11番山本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「農地パトロールで見に行った後の農地判断です。写真の真ん中に倉庫がありますが、この下側でございます。状況が下の杉林といようなことで、このような状態でございますので、非農地ということでもよろしく申し上げます。」

議長「続きまして、上分担当委員の6番松原委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

松原委員「殿宮地区で杉が非常に茂っていて、ほとんど耕作できない状態です。非農地判断ということで、問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。」

議長「ただいま議案第20号耕作放棄地に係る非農地判断について説明をいただきました。議案第20号について、ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第20号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第20号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決定いたします。」

8. 議案第21号について

議長「日程第5 議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「議案書の169ページをお願いします。」

(議案朗読)

(再設定案件のみのため補足説明はなし)

議長「議案第21号について、ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がございませんので、議案第21号について原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので議案第21号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時20分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

3 番委員

4 番委員